

奈良県災害時要援護者支援ガイドライン(第2版)概要

1. 目的

本ガイドラインは、様々な要因により発生する地震や風水害などの自然災害や非日常的な危機等に対して、災害時要援護者の安全と安心を守るための市町村、福祉施設、県庁関係課等の取組指針を示したもので、本ガイドラインを参考にし、災害時要援護者支援対策を推進する。

災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々(高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等)

2. 国・都道府県等先進事例

< 国の状況 >

- H ~ 年度 災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府)
- H 年度 災害時要援護者対策の進め方について(内閣府)

< 奈良県の取組 >

- H 年度 災害時要援護者支援ガイドライン(初版)作成
- H 年度 災害時要援護者支援ガイドライン(第2版)改訂
- H 年度 災害時要援護者支援先進事例集作成(モデル事業実施)

< 市町村の取組 >

新潟大学 田村圭子准教授から、「今後は、奈良県内の市町村が災害時要援護者対策の主体として、それぞれにおいて災害時要援護者支援班を設置し、本ガイドラインを十分に活用し、災害時要援護者対策の具体的な推進のステージへと進まれることを祈念する。」とコメントをいただいた。

< ガイドラインの構成 >

- 災害時要援護者支援ガイドラインの考え方
- 災害時要援護者支援ガイドライン策定の背景
- 戦略計画に基づく災害時要援護者支援対策
- 災害時要援護者支援対策
- 時系列的な災害時要援護者支援活動のフローチャート
- 資料

3. 戦略計画に基づく災害時要援護者支援対策

(1) 減災目標

「大規模地震発生時の想定人的被害(第2次奈良県地震被害想定調査値・2004年)を今後10年で半減する」
「避難生活などによる震災関連死を今後10年間で0にする」

(2) 戦略の方針

「奈良県で発生する災害等に対して災害時要援護者対策を実施する」
「東南海・南海地震等において甚大な被害を受ける他県の災害時要援護者を支援する(和歌山県・三重県など)」
「奈良県以外で発生する災害等に対し、必要に応じて災害時要援護者支援チームを派遣する」

(3) 施策の柱

災害時要援護者支援に対する取り組みを推進するために、右図のとおり10の「施策の柱」を設定

3(3) 奈良県災害時要援護者支援プログラム 施策の柱

予防対策	1. 災害時要援護者の居住場所の安全を確保する 2. 関係機関において防災計画を策定する
災害対応の資源	3. 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制を確立する 4. 災害時要援護者支援体制を確立する
応急対策	5. 災害時要援護者への5つのサービスを行う 5.1 被災直後の安全を確保する 5.2 医療提供体制の円滑化を図る 5.3 施設機能の復旧・福祉サービス等の継続を図る 5.4 避難生活を支援する 5.5 支援が必要な観光客・外国人等に対応する
復旧・復興	6. 災害時要援護者にやさしい生活再建に取り組む

4. 災害時要援護者支援対策の骨子

1. 災害時要援護者の居住場所の安全を確保する

- (1) 想定される被害を知る(地震・水害・土砂災害など)
- (2) 社会福祉施設等の安全を確保する
耐震診断・耐震改修・ロッカー転倒防止対策等の実施
- (3) 災害時要援護者の居宅等の安全を確保する
耐震診断・耐震改修・家具転倒防止対策等の実施

2. 関係機関において防災計画を策定する

- (1) 県・市町村は地域防災計画を本ガイドラインの内容を踏まえ見直す
- (2) 多様な主体において災害時要援護者対応防災マニュアルを策定する
県、市町村、社会福祉施設、福祉サービス等提供事業所、医療機関、学校、保育所、宿泊施設、集客施設等

3. 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制を確立する

- (1) 災害時要援護者対応をする対象者を特定する
- (2) 対象者情報の把握方法を決定する
- (3) 対象者情報の管理・共有範囲を決定する
- (4) 対象者情報の把握の主体を決定する
- (5) 誰にもわかりやすい効果的な避難情報の提供方法を確立する
- (6) 災害時要援護者・支援者が何をすべきかわかるような情報内容を確定する
- (7) 災害時要援護者・支援者への伝達手段を確保する
- (8) 災害時要援護者・支援者からの連絡・通報手段を確保する
- (9) 関係機関と連携した情報伝達訓練を行う

4. 災害時要援護者支援体制を確立する

- 4.1 行政の支援体制を確立する
災害時要援護者支援班の設置、担当課の役割分担、業務内容を明確化する
- 4.2 安否確認体制を確立する
- 4.3 避難行動の支援体制を確立する
避難支援体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導訓練の実施等
- 4.4 要援護者及び支援者に対する人材育成を行う
意識啓発、人材養成、連携・調整を行うなど

5.1 発災直後の安全を確保する

- (1) 在宅の災害時要援護者の安全を確保する
- (2) 社会福祉施設等入所者の安全を確保する
- (3) 施設設備の安全を確保する

5.2 医療提供体制の円滑化を図る

- (1) 医療救護体制を確保する
- (2) 医薬品等を確保する
難病患者への対応

5.3 施設機能の復旧・福祉サービス等の継続を図る

- (1) 社会福祉施設等機能の早期復旧を図る
- (2) 福祉サービスの継続を確保する
- (3) 福祉サービス提供施設、福祉サービス提供者との連携を確保する

5.4 避難生活を支援する

- (1) 支援者・支援物資を確保する
支援者、災害時要援護者に必要な器具や物資等の確保
- (2) 避難所等を開設・運営する
要援護者の特性に配慮した避難所運営、福祉避難所等の設置・円滑な運営
- (3) 緊急受入体制を整備する
社会福祉施設、事業所等との連携、緊急受入基準の設定等

5.5 支援が必要な観光客・外国人等に対応する

- (4) 在住外国人の支援体制を構築する 等

6. 災害時要援護者にやさしい生活再建に取り組む

- (1) 生活を支援する
- (2) こころからだのケアを行う
- (3) すまいを確保する
- (4) 要援護者にも配慮した復興計画を策定する
市民参画(要援護者も含む)で復興計画を策定